

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住民のふさわしい生活と誇りに生かそう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、若く強い人間にならう。

奈良は希望のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあおう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しよう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよきまちづくりをしよう。

奈良市民だより

No. 509

市民のうごき	
3月15日現在 (前月比増・△は減)	
人口	312,860人 (121)
男	151,739 (77)
女	161,121 (44)
世帯数	100,165 (△67)

4月10日県議会議員選挙
4月24日市議会議員選挙



統一地方選挙

きれいな選挙で明るいまちを

四月は選挙の月。四年に一度の統一地方選挙の十回目が行われます。この選挙は四月十日投票の県議会議員(三月二十九日告示)と同二十四日投票の市議会議員(四月十四日告示)の二つで、奈良市民は二回の投票をすることになります。

いずれも今後四年間、私たちに最も関係の深い県・市の政治をまかせる人々を選ぶ一番身近な選挙です。その結果は政治と行政を通じて切実に私たちの市民生活に響くこととなります。私たちが地方政治に対して意思表示のできるこの機会をのがさず、投票日には主権者の誇りと責任をもって大切な一票を自主的に投票しましょう。

選挙通知書(はがき)は、選挙権のある人に郵便でお届けします。投票所へは必ず市役所前に登場したジャンボ掲示板

みなそろって投票しましょう
奈良市選挙管理委員会 奈良市町会選挙管理委員会

この通知書は、県議会議員と市議会議員の二回の選挙に共通となっております。まず四月十日の県議会議員選挙のとき投票所で通知書の一部を切り離しますが、残りの部分はつぎの四月二十四日の市議会議員選挙にもう一度使います。それまで捨てたり破ったりしないよう大切に保管しておいてください。

なお、市議会議員選挙だけに選挙権のある人には、四月十三日以後に選挙通知書をお届けします。

選挙通知書(はがき)は、選挙権のある人に郵便でお届けします。投票所へは必ず市役所前に登場したジャンボ掲示板

みなそろって投票しましょう
奈良市選挙管理委員会 奈良市町会選挙管理委員会

この通知書は、県議会議員と市議会議員の二回の選挙に共通となっております。まず四月十日の県議会議員選挙のとき投票所で通知書の一部を切り離しますが、残りの部分はつぎの四月二十四日の市議会議員選挙にもう一度使います。それまで捨てたり破ったりしないよう大切に保管しておいてください。

なお、市議会議員選挙だけに選挙権のある人には、四月十三日以後に選挙通知書をお届けします。

「郵便投票証明書」の交付を受けた重度身体障害の方で

投票所へ行けない人は、投票日の四日前までに市選挙管理委員会へ投票用紙と投票用封筒を請求してください。

市議会議員選挙

投票できる人 昭和三十一年四月一日以後に生まれた日本国民で、五十七年十二月二十七日以前から引き続き奈良市の住民基本台帳に登録され、かつ居住している人。

市外転居の人 この選挙は市の選挙です。投票日まで市外へ転出した人は投票できません。

市外転居の人 この選挙は市の選挙です。投票日まで市外へ転出した人は投票できません。

市外転居の人 この選挙は市の選挙です。投票日まで市外へ転出した人は投票できません。

市外転居の人 この選挙は市の選挙です。投票日まで市外へ転出した人は投票できません。

県議会議員選挙

投票できる人 昭和三十一年四月一日以後に生まれた日本国民で、五十七年十二月二十七日以前から引き続き奈良市の住民基本台帳に登録され、かつ居住している人。

市外転居の人 この選挙は市の選挙です。投票日まで市外へ転出した人は投票できません。

市外転居の人 この選挙は市の選挙です。投票日まで市外へ転出した人は投票できません。

市外転居の人 この選挙は市の選挙です。投票日まで市外へ転出した人は投票できません。

市外転居の人 この選挙は市の選挙です。投票日まで市外へ転出した人は投票できません。

統一地方選挙投票所一覧

投票区	投票場所	所在地
1	奈良少年刑務所演武場	般若寺町
2	東之阪町児童会館	東之阪町1丁目
3	鼓阪小学校講堂	雑司町
4	白毫寺町民センター	高円町
5	飛鳥小学校講堂	紀寺町
6	紅梅神社社務所	北宮町
7	西美小学校講堂	西美町
8	梅谷大教会	西美町
9	三岡会館	西美町
10	佐保小学校講堂	法蓮立花町
11	一条高等学校講堂	法蓮寺町
12	大宮小学校講堂	大宮町4丁目
13	三条会館	細川町
14	中央公民館1階児童図書室	東寺林町
15	椿井小学校講堂	椿井町
16	佐紀幼稚園	佐紀町
17	都跡公民館	四條大路5丁目
18	西の京町公民館	西の京町
19	山陵町公民館	山陵町
20	秋篠町公民館	秋篠町
21	中山町公民館	中山町
22	伏見小学校講堂	菅原西町
23	伏見連絡所	西大寺町1丁目
24	伏見公民館あやめ池分館	あやめ池南1丁目
25	西部公民館	学園北2丁目
26	鶴舞団地中央集会所	鶴舞東町
27	伏見保育園	宝来町
28	ひかり幼稚園	赤膚町
29	富雄北小学校講堂	富雄北1丁目
30	富雄中学校	三雄町
31	鳥見小学校講堂	鳥見町3丁目
32	富雄南小学校講堂	富雄中町
33	大安寺小学校	大安寺町
34	八条講堂	八条町
35	辰市小学校講堂	西九条町
36	県議選一杏中講堂	杏町
37	市議選一杏南講堂	杏町
38	明治小学校体育館	北永井町
39	南部公民館	帯解本町
40	南部公民館精華分館	高樋町
41	北椿尾町集会所	北椿尾町
42	上の坊本堂	上谷町
43	古市講堂	古市町1丁目
44	東市公民館	古市町
45	田原公民館	横田町
46	警多林町公民館	警多林町
47	水間町公民館	水間町
48	柳生公民館	柳生町
49	柳生公民館邑地分館	邑地町
50	柳生公民館丹生分館	丹生町
51	大柳生小学校講堂	大柳生町
52	忍辱山町公民館	忍辱山町
53	大平尾町消防会館	大平尾町
54	相和小学校講堂	須川町
55	北村町公民館	北村町
56	東鳴川町公民館	東鳴川町
57	狭川公民館狭川分館	下狭川町
58	西部公民館学園大和分館	学園大和町1丁目
59	西奈良県民センター	登美ヶ丘2丁目
60	中登美ヶ丘中央集会所	中登美ヶ丘1丁目
61	正強高等学校	西大寺町1丁目
62	京終農家組合会	南京終町5丁目
63	平城第2団地集会所	右京2丁目
64	平城西中学校武道館	神功2丁目
65	六条小学校講堂	六条町
66	横井講堂	横井町1丁目
67	二名小学校講堂	二名町
68	東登美ヶ丘小学校講堂	押能町
69	売問農産住宅大集会所	売問町1丁目
70	桂木団地集会所	桂木町
71	県議選一平清水町公民館	平清水町
72	市議選一平清水町公民館	平清水町
73	登美ヶ丘講堂	中町
74	奈良女子大学附属中・高校講堂	東紀寺町1丁目
75	富雄第3小学校体育館	帝塚山南2丁目
	大安寺小学校体育館	大安寺町
	白藤学園体育館	三条宮前町



おわびして訂正 三月十五日付市民だより一面掲載の「市民のうごき」で人口三十一万二千七百六十八人とあるのは三十一万二千七百六十三人の誤りでした。おわびして訂正します。

開票 県議会議員選挙は四月十日、市議会議員選挙は四月二十四日、両日とも午後七時四十分から市中央体育館(法蓮町)で行われます。

代理投票・点字投票 身体が不自由で字がかけない人や、字を知らない人は投票所の係員に申し出てください。係員が代筆します。また目の不自由な人は点字投票ができます。

奈良市58年度のお台所

総額911億2777万余円

一般会計

歳入の部

三月定例会市議会で原案どおり可決・成立した五十八年度の奈良市予算は、一般・特別・公営企業各会計を合わせ、総額九百一十一億二千七百七十七万五千円、前年度当初予算の一・五・〇％増となっています。

議会招集のあいさつの中で木山市長は「がまんしながら、努力工夫する耐久辛苦の第一年度に入ったが、財源の有効かつ重点配分により、基本構想に掲げる『未来にのびゆく国際文化観光都市』の実現を目ざしたい」と述べ、つぎの九項目にわたる重点施策を掲げました。

①歴史と伝統を市民生活に生かすまちづくり
②緑豊かな住み良い生活環境をととのえるまちづくり

歳入の部

歳入の中で最も高い割合を占める市税収入（市市民税、固定資産税、都市計画税など）は二百八十三億四千九百二十四万七千円で、歳入全体の四六・八％。この市税をはじめ分担金および負担金、使用料および手数料、財産収入、寄付金、諸収入などいわずの市の自主財源の総額は三百十七億七千七百九千円で、全体の五二・五％となっています。

このうち、国庫支出金は歳入で投資的経費を増高させたのに伴い、国の地方財政計画より大きい二二・〇％の伸びとなっています。また、市債については起債対象事業の増高に伴い、二四・八％の伸びとなっています。

さらに、地方交付税は対前年度比二・三・八％減と、大幅な減少見込みをしています。

これは、地方交付税と市税は強い相関性を持つものであり、全国平均より市税が伸びる場合、地方交付税が減少されるの、五十八年度の国の交付税総額が前年度より四・九％減少し、かつ、その配分も都道府県に重点がおかれることなどからこのような見込みとなっている。

このほか小・中・高校での吹奏楽部育成の拡大、西部地区に図書館の建設、仮称市埋蔵文化財調査センターの建設など学校教育、文化財保護対策、青少年・同和・生涯教育の振興、社会体育の振興などがこれに含まれます。

民生費 一番目に多いのが民生費で二百一十一億三千二百六十七万一千円で、全体の二二・〇％を占めています。

今年度は「心身障害者福祉センター」建設の推進をはじめ、福祉都市宣言のまことにふさわしい老人・心身障害者・児童・母子・低所得者福祉、同和対策、年金対策などの振興が含まれています。

土木費 ついで土木費の百十七億八千四百五十五万四千円（二・八％）。老人保健法の制定による、健康診査やがん検診の充実、健康手帳の交付などの純増により、前年度当初予算の四四・五％増となっています。

このほか伝染病予防対策や、救急医療体制、母子衛生対策の推進、ゴミの収集や処理、し尿の処理にかかる費用です。

総務費 ついで総務費が五十六億四千六百四十四万四千円（九・三％）。史跡文化センターでの文化振興事業の振興、「わかくさ国体」の準備、公害・交通・防災対策、市政広報、戸籍・住民基本台帳費、友好・姉妹都市との交流推進、自然食品の普及と消費者保護、選挙の執行などがこれに含まれます。

このあと公債費四十六億二千六百七十三万一千円（七・六％）、消防費十六億三千八百八十一万九千円（二・七％）、農林水産業費七億五千五百四十四万三千円（一・三％）、労働費六億七千六百六十四万三千円（一・二％）、以下諸費、災害復旧費、商工費、観光費と続いています。

これらの歳出が、市民一人当たり年間どのくらい使われるのか、主なものを拾ってみると、つぎのようになります。

（単位円）

①教育費	四七、三〇四
②民生費	三八、七九二
③土木費	三五、一九五
④衛生費	二四、八九〇
⑤総務費	一七、九二〇
⑥公債費	一四、七九三
⑦消防費	五、二四〇

義務的経費 経費別に五十八年度の予算をみると、義務的経費は二百三十五億四千五百七十六万二千円で全体の三八・八％となり、対前年度比では〇・六％の減。

その内訳は、人件費が百三十二億二千四百九十一万六千円（二一・八％）ですが、職員採用については、老人保健法に基づく医療事務・保健事業、「わかくさ国体」の準備事務などのほか、施設増に伴う増員のほかは極力現行定数内で調整するなど抑制に努め、また五十七年度に一般事務職員、技術職員の採用をしなかったことにより対前年度比一・五％の増にとどまりました。

ついで扶助費が五十六億九千六百三十三万九千四百〇六円（六・二％）。また公債費は四十六億二千四百八十一万六千円（七・六％）。投資的経費 つぎに投資的経費をみると、二百四十億一千五百九十七万四千円で、全体の二九・六％を占め、対前年度比三・〇％もの伸びとなっています。

増に對処して、小・中学校、幼稚園の新・増・改築や用地取得をはじめとする各種の建設事業、地域開発に伴う都市計画幹線道路の整備などに要するものです。

投資的経費には財源を重点配分し、地場産業の育成振興と景気浮揚も配慮して事業を促進し、都市基盤の整備をはかります。

また維持補修費は十二億四千八百五十一万八千円（二・一％）で、施設利用者の安全確保をはかり、教育施設をはじめ施設整備の充実を積極的に進めます。

このほか物件費、補助費等の経費は新規施策への財源の重点配分をはかり、一般事務経費を極力抑制するに努めています。

国民健康保険条例改正に関する請願書▽平城ニュータウン内図書館新設に関する請願書▽国民健康保険に傷病手当、出産手当の実施を求める請願書

なお、「プラザマインズ新築工事に伴う椿井小学校環境悪化に関する請願書」は取り下げられました。

【陳情書】また三月定例会に新たに提出された陳情書はつぎのとおりです。

公団住宅の大幅な家賃再値上げに反対し、公団の経営改善を求める意見書に関する陳情書

【意見書】「地方事務官制度の廃止と地方自治の確立に関する意見書」は原案可決されました。

歳出の部

教育費 市財政の主体をなす一般会計の歳出では、教育費がトップで百四十七億九千四百八十三万六千円と全体の二四・四％を占めています。

施設面では人口急増に伴う児童・生徒の増加に對処して小・中学校、幼稚園の新設・拡張用地の取得をはじめ校舎・園舎の新・増・改築、付帯施設など学校教育施設の整備充

實をばかっています。また、助け合う心、協力する心を育み、友情と連帯感を助長するため、中学一年生に宿泊研修を実施します。さらに、生涯教育の拠点として、中央公民館の五十九年度移転・開館に向けての建設を進めます。

このほか小・中・高校での吹奏楽部育成の拡大、西部地区に図書館の建設、仮称市埋蔵文化財調査センターの建設など学校教育、文化財保護対策、青少年・同和・生涯教育の振興、社会体育の振興などがこれに含まれます。

民生費 一番目に多いのが民生費で二百一十一億三千二百六十七万一千円で、全体の二二・〇％を占めています。

今年度は「心身障害者福祉センター」建設の推進をはじめ、福祉都市宣言のまことにふさわしい老人・心身障害者・児童・母子・低所得者福祉、同和対策、年金対策などの振興が含まれています。

土木費 ついで土木費の百十七億八千四百五十五万四千円（二・八％）。老人保健法の制定による、健康診査やがん検診の充実、健康手帳の交付などの純増により、前年度当初予算の四四・五％増となっています。

このほか伝染病予防対策や、救急医療体制、母子衛生対策の推進、ゴミの収集や処理、し尿の処理にかかる費用です。

総務費 ついで総務費が五十六億四千六百四十四万四千円（九・三％）。史跡文化センターでの文化振興事業の振興、「わかくさ国体」の準備、公害・交通・防災対策、市政広報、戸籍・住民基本台帳費、友好・姉妹都市との交流推進、自然食品の普及と消費者保護、選挙の執行などがこれに含まれます。

このあと公債費四十六億二千六百七十三万一千円（七・六％）、消防費十六億三千八百八十一万九千円（二・七％）、農林水産業費七億五千五百四十四万三千円（一・三％）、労働費六億七千六百六十四万三千円（一・二％）、以下諸費、災害復旧費、商工費、観光費と続いています。

これらの歳出が、市民一人当たり年間どのくらい使われるのか、主なものを拾ってみると、つぎのようになります。

（単位円）

①教育費	四七、三〇四
②民生費	三八、七九二
③土木費	三五、一九五
④衛生費	二四、八九〇
⑤総務費	一七、九二〇
⑥公債費	一四、七九三
⑦消防費	五、二四〇

義務的経費 経費別に五十八年度の予算をみると、義務的経費は二百三十五億四千五百七十六万二千円で全体の三八・八％となり、対前年度比では〇・六％の減。

その内訳は、人件費が百三十二億二千四百九十一万六千円（二一・八％）ですが、職員採用については、老人保健法に基づく医療事務・保健事業、「わかくさ国体」の準備事務などのほか、施設増に伴う増員のほかは極力現行定数内で調整するなど抑制に努め、また五十七年度に一般事務職員、技術職員の採用をしなかったことにより対前年度比一・五％の増にとどまりました。

ついで扶助費が五十六億九千六百三十三万九千四百〇六円（六・二％）。また公債費は四十六億二千四百八十一万六千円（七・六％）。投資的経費 つぎに投資的経費をみると、二百四十億一千五百九十七万四千円で、全体の二九・六％を占め、対前年度比三・〇％もの伸びとなっています。

増に對処して、小・中学校、幼稚園の新・増・改築や用地取得をはじめとする各種の建設事業、地域開発に伴う都市計画幹線道路の整備などに要するものです。

投資的経費には財源を重点配分し、地場産業の育成振興と景気浮揚も配慮して事業を促進し、都市基盤の整備をはかります。

また維持補修費は十二億四千八百五十一万八千円（二・一％）で、施設利用者の安全確保をはかり、教育施設をはじめ施設整備の充実を積極的に進めます。

このほか物件費、補助費等の経費は新規施策への財源の重点配分をはかり、一般事務経費を極力抑制するに努めています。

国民健康保険条例改正に関する請願書▽平城ニュータウン内図書館新設に関する請願書▽国民健康保険に傷病手当、出産手当の実施を求める請願書

なお、「プラザマインズ新築工事に伴う椿井小学校環境悪化に関する請願書」は取り下げられました。

【陳情書】また三月定例会に新たに提出された陳情書はつぎのとおりです。

公団住宅の大幅な家賃再値上げに反対し、公団の経営改善を求める意見書に関する陳情書

【意見書】「地方事務官制度の廃止と地方自治の確立に関する意見書」は原案可決されました。

【陳情書】また三月定例会に新たに提出された陳情書はつぎのとおりです。

公団住宅の大幅な家賃再値上げに反対し、公団の経営改善を求める意見書に関する陳情書

【意見書】「地方事務官制度の廃止と地方自治の確立に関する意見書」は原案可決されました。

【陳情書】また三月定例会に新たに提出された陳情書はつぎのとおりです。

公団住宅の大幅な家賃再値上げに反対し、公団の経営改善を求める意見書に関する陳情書

【意見書】「地方事務官制度の廃止と地方自治の確立に関する意見書」は原案可決されました。

【陳情書】また三月定例会に新たに提出された陳情書はつぎのとおりです。

公団住宅の大幅な家賃再値上げに反対し、公団の経営改善を求める意見書に関する陳情書

【意見書】「地方事務官制度の廃止と地方自治の確立に関する意見書」は原案可決されました。

【陳情書】また三月定例会に新たに提出された陳情書はつぎのとおりです。

公団住宅の大幅な家賃再値上げに反対し、公団の経営改善を求める意見書に関する陳情書

【意見書】「地方事務官制度の廃止と地方自治の確立に関する意見書」は原案可決されました。

【陳情書】また三月定例会に新たに提出された陳情書はつぎのとおりです。

公団住宅の大幅な家賃再値上げに反対し、公団の経営改善を求める意見書に関する陳情書

【意見書】「地方事務官制度の廃止と地方自治の確立に関する意見書」は原案可決されました。

【陳情書】また三月定例会に新たに提出された陳情書はつぎのとおりです。

公団住宅の大幅な家賃再値上げに反対し、公団の経営改善を求める意見書に関する陳情書

【意見書】「地方事務官制度の廃止と地方自治の確立に関する意見書」は原案可決されました。

【陳情書】また三月定例会に新たに提出された陳情書はつぎのとおりです。

公団住宅の大幅な家賃再値上げに反対し、公団の経営改善を求める意見書に関する陳情書

【意見書】「地方事務官制度の廃止と地方自治の確立に関する意見書」は原案可決されました。

【陳情書】また三月定例会に新たに提出された陳情書はつぎのとおりです。

公団住宅の大幅な家賃再値上げに反対し、公団の経営改善を求める意見書に関する陳情書

【意見書】「地方事務官制度の廃止と地方自治の確立に関する意見書」は原案可決されました。

【陳情書】また三月定例会に新たに提出された陳情書はつぎのとおりです。

公団住宅の大幅な家賃再値上げに反対し、公団の経営改善を求める意見書に関する陳情書

【意見書】「地方事務官制度の廃止と地方自治の確立に関する意見書」は原案可決されました。

【陳情書】また三月定例会に新たに提出された陳情書はつぎのとおりです。

公団住宅の大幅な家賃再値上げに反対し、公団の経営改善を求める意見書に関する陳情書

【意見書】「地方事務官制度の廃止と地方自治の確立に関する意見書」は原案可決されました。

【陳情書】また三月定例会に新たに提出された陳情書はつぎのとおりです。

公団住宅の大幅な家賃再値上げに反対し、公団の経営改善を求める意見書に関する陳情書

【意見書】「地方事務官制度の廃止と地方自治の確立に関する意見書」は原案可決されました。

【陳情書】また三月定例会に新たに提出された陳情書はつぎのとおりです。

公団住宅の大幅な家賃再値上げに反対し、公団の経営改善を求める意見書に関する陳情書

【意見書】「地方事務官制度の廃止と地方自治の確立に関する意見書」は原案可決されました。

【陳情書】また三月定例会に新たに提出された陳情書はつぎのとおりです。

公団住宅の大幅な家賃再値上げに反対し、公団の経営改善を求める意見書に関する陳情書

【意見書】「地方事務官制度の廃止と地方自治の確立に関する意見書」は原案可決されました。

【陳情書】また三月定例会に新たに提出された陳情書はつぎのとおりです。

公団住宅の大幅な家賃再値上げに反対し、公団の経営改善を求める意見書に関する陳情書

【意見書】「地方事務官制度の廃止と地方自治の確立に関する意見書」は原案可決されました。

【陳情書】また三月定例会に新たに提出された陳情書はつぎのとおりです。

公団住宅の大幅な家賃再値上げに反対し、公団の経営改善を求める意見書に関する陳情書

【意見書】「地方事務官制度の廃止と地方自治の確立に関する意見書」は原案可決されました。

【陳情書】また三月定例会に新たに提出された陳情書はつぎのとおりです。

公団住宅の大幅な家賃再値上げに反対し、公団の経営改善を求める意見書に関する陳情書

【意見書】「地方事務官制度の廃止と地方自治の確立に関する意見書」は原案可決されました。

【陳情書】また三月定例会に新たに提出された陳情書はつぎのとおりです。

公団住宅の大幅な家賃再値上げに反対し、公団の経営改善を求める意見書に関する陳情書

【意見書】「地方事務官制度の廃止と地方自治の確立に関する意見書」は原案可決されました。

【陳情書】また三月定例会に新たに提出された陳情書はつぎのとおりです。

公団住宅の大幅な家賃再値上げに反対し、公団の経営改善を求める意見書に関する陳情書

【意見書】「地方事務官制度の廃止と地方自治の確立に関する意見書」は原案可決されました。

【陳情書】また三月定例会に新たに提出された陳情書はつぎのとおりです。

公団住宅の大幅な家賃再値上げに反対し、公団の経営改善を求める意見書に関する陳情書

【意見書】「地方事務官制度の廃止と地方自治の確立に関する意見書」は原案可決されました。

【陳情書】また三月定例会に新たに提出された陳情書はつぎのとおりです。

公団住宅の大幅な家賃再値上げに反対し、公団の経営改善を求める意見書に関する陳情書

【意見書】「地方事務官制度の廃止と地方自治の確立に関する意見書」は原案可決されました。

【陳情書】また三月定例会に新たに提出された陳情書はつぎのとおりです。

公団住宅の大幅な家賃再値上げに反対し、公団の経営改善を求める意見書に関する陳情書

【意見書】「地方事務官制度の廃止と地方自治の確立に関する意見書」は原案可決されました。

【陳情書】また三月定例会に新たに提出された陳情書はつぎのとおりです。

公団住宅の大幅な家賃再値上げに反対し、公団の経営改善を求める意見書に関する陳情書

【意見書】「地方事務官制度の廃止と地方自治の確立に関する意見書」は原案可決されました。

【陳情書】また三月定例会に新たに提出された陳情書はつぎのとおりです。

公団住宅の大幅な家賃再値上げに反対し、公団の経営改善を求める意見書に関する陳情書

【意見書】「地方事務官制度の廃止と地方自治の確立に関する意見書」は原案可決されました。

【陳情書】また三月定例会に新たに提出された陳情書はつぎのとおりです。

公団住宅の大幅な家賃再値上げに反対し、公団の経営改善を求める意見書に関する陳情書

【意見書】「地方事務官制度の廃止と地方自治の確立に関する意見書」は原案可決されました。

【陳情書】また三月定例会に新たに提出された陳情書はつぎのとおりです。

公団住宅の大幅な家賃再値上げに反対し、公団の経営改善を求める意見書に関する陳情書

【意見書】「地方事務官制度の廃止と地方自治の確立に関する意見書」は原案可決されました。

【陳情書】また三月定例会に新たに提出された陳情書はつぎのとおりです。

公団住宅の大幅な家賃再値上げに反対し、公団の経営改善を求める意見書に関する陳情書

【意見書】「地方事務官制度の廃止と地方自治の確立に関する意見書」は原案可決されました。

【陳情書】また三月定例会に新たに提出された陳情書はつぎのとおりです。

公団住宅の大幅な家賃再値上げに反対し、公団の経営改善を求める意見書に関する陳情書

【意見書】「地方事務官制度の廃止と地方自治の確立に関する意見書」は原案可決されました。

【陳情書】また三月定例会に新たに提出された陳情書はつぎのとおりです。

公団住宅の大幅な家賃再値上げに反対し、公団の経営改善を求める意見書に関する陳情書

【意見書】「地方事務官制度の廃止と地方自治の確立に関する意見書」は原案可決されました。

【陳情書】また三月定例会に新たに提出された陳情書はつぎのとおりです。

公団住宅の大幅な家賃再値上げに反対し、公団の経営改善を求める意見書に関する陳情書

【意見書】「地方事務官制度の廃止と地方自治の確立に関する意見書」は原案可決されました。

【陳情書】また三月定例会に新たに提出された陳情書はつぎのとおりです。

公団住宅の大幅な家賃再値上げに反対し、公団の経営改善を求める意見書に関する陳情書

【意見書】「地方事務官制度の廃止と地方自治の確立に関する意見書」は原案可決されました。

【陳情書】また三月定例会に新たに提出された陳情書はつぎのとおりです。

公団住宅の大幅な家賃再値上げに反対し、公団の経営改善を求める意見書に関する陳情書

【意見書】「地方事務官制度の廃止と地方自治の確立に関する意見書」は原案可決されました。

【陳情書】また三月定例会に新たに提出された陳情書はつぎのとおりです。

公団住宅の大幅な家賃再値上げに反対し、公団の経営改善を求める意見書に関する陳情書

【意見書】「地方事務官制度の廃止と地方自治の確立に関する意見書」は原案可決されました。

【陳情書】また三月定例会に新たに提出された陳情書はつぎのとおりです。

公団住宅の大幅な家賃再値上げに反対し、公団の経営改善を求める意見書に関する陳情書

【意見書】「地方事務官制度の廃止と地方自治の確立に関する意見書」は原案可決されました。

【陳情書】また三月定例会に新たに提出された陳情書はつぎのとおりです。

公団住宅の大幅な家賃再値上げに反対し、公団の経営改善を求める意見書に関する陳情書

【意見書】「地方事務官制度の廃止と地方自治の確立に関する意見書」は原案可決されました。

【陳情書】また三月定例会に新たに提出された陳情書はつぎのとおりです。

公団住宅の大幅な家賃再値上げに反対し、公団の経営改善を求める意見書に関する陳情書

【意見書】「地方事務官制度の廃止と地方自治の確立に関する意見書」は原案可決されました。

【陳情書】また三月定例会に新たに提出された陳情書はつぎのとおりです。

公団住宅の大幅な家賃再値上げに反対し、公団の経営改善を求める意見書に関する陳情書

【意見書】「地方事務官制度の廃止と地方自治の確立に関する意見書」は原案可決されました。

【陳情書】また三月定例会に新たに提出された陳情書はつぎのとおりです。

公団住宅の大幅な家賃再値上げに反対し、公団の経営改善を求める意見書に関する陳情書

【意見書】「地方事務官制度の廃止と地方自治の確立に関する意見書」は原案可決されました。

【陳情書】また三月定例会に新たに提出された陳情書はつぎのとおりです。

公団住宅の大幅な家賃再値上げに反対し、公団の経営改善を求める意見書に関する陳情書

【意見書】「地方事務官制度の廃止と地方自治の確立に関する意見書」は原案可決されました。

【陳情書】また三月定例会に新たに提出された陳情書はつぎのとおりです。

公団住宅の大幅な家賃再値上げに反対し、公団の経営改善を求める意見書に関する陳情書

【意見書】「地方事務官制度の廃止と地方自治の確立に関する意見書」は原案可決されました。

【陳情書】また三月定例会に新たに提出された陳情書はつぎのとおりです。

公団住宅の大幅な家賃再値上げに反対し、公団の経営改善を求める意見書に関する陳情書

【意見書】「地方事務官制度の廃止と地方自治の確立に関する意見書」は原案可決されました。

【陳情書】また三月定例会に新たに提出された陳情書はつぎのとおりです。

公団住宅の大幅な家賃再値上げに反対し、公団の経営改善

奈良市新年のお台所

特別会計

二億四九四万円

下水道事業

奈良市の下水道の普及率は全国平均を一〇〇%程度上回っているといわれるものの、未整備地区がまだ多く残っており、国際文化観光都市としての発展上、下水道の普及は不可欠の要件です。

市公共下水道十一年計画の第四次年度に入る本年度は総額四十三億円と、前年度より一八・〇%の増を計上しました。これにより西大寺北地区をはじめ西大寺南・あやめ池南・五条山・七条山各幹線の推進をはかるとともに、支線・枝管の整備を一段と充実させます。

地方公共団体が自主的標準的な行政水準を維持するために必要な経費（基準財政需要額）を独自の収入（基準財政収入額）でまかないえない場合、地方財政の格差をなくするために国が国税三税（所得税・法人税・酒税）の一部を、地方公共団体に交付するもの。

母子福祉資金貸付金

母子家庭で生活に困っている人に自立更生してもらうための生活資金・生業資金などの貸付金として三百四十万円、その他の事務費を含めて三百四十二万円を計上しています。財源は繰越金、貸付回収金などです。

国民健康保険

老人保健法が制定され、老人保健特別会計が設けられました。これによって高齢者の医療費が国民健康保険会計からはずれ、国民健康保険会計は前年度比七・五%の減となっています。

内閣が毎年、翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、国会に提出すると同時に一般に公表することになっている。これは単に地方財政の収支の予測ということだけではなく、地方団体に対する財源保障の役割を持つものといえる。

また、これは地方財政収支の大綱と行政制度の拡充に対応してとられる新たな地方財源措置の方法、程度を明示するものとして、地方団体の財政運営上の指針となっている。

減の八千二百七十五万円などこれらをあわせて七十八億七千七百五十万円をあげていきます。

歳出は療養給付費、高額療養費、助産費などの保険給付費が五十五億六千七百二十六万円で七〇・七%をしめています。

奨学資金
高等学校、高等専門学校、

地方公共団体が法令に基づいて行う事務の経費、あるいは自主的に行う経費について、国（県）がこれを奨励するためにその経費の一部を負担、または補助する目的で交付するもの。

（国庫・県支出金）

大学ならびに盲学校・ろう学校・養護学校の高等部への進

学者と在学者に給付するもので、給付金四千三百万円、その他事務費を含め四千三百五十万円を計上しています。財源としては一般会計からの繰入金四千三百三十三万円でほとんどを占めています。

世帯援護資金貸付金
低所得者で生活に困っている人に対する世帯援護資金

金の貸付金として一千五十万円、その他事務費を含め一千六十万円を計上しています。歳入は貸付回収金七百五十九万円、一般会計からの繰入金三百万円などです。

火災共済事業
万一の火災に備えるもので、会員が掛け金を出し合うことにより、火災にあった場合に当座の救済資金として見舞金を受け取れるものです。本年度は加入予測世帯数を七千六百十世帯と見積もった加入者分担金六百二十万円と預金利子の十万円を財源として六百三十万円の歳入予算を計上。歳出としては、不幸にして火災にあわれた人への見舞金のほか、事務費を計上しています。

社会保障制度の一環として給付することを援助といい、社会福祉の見地からする金銭的給付の支出のことを援助費という。たとえば、生活保護法による生活・教育・医療各扶助費などの扶助、児童・老人・身体障害者・精神障害者などに対する社会保障的給付などがある。

（扶）（助）（費）

都市計画事業用地先行取得事業
砂茶屋・登美ヶ丘線道路および鴻ノ池運動公園用地先行取得事業の財源として借り入れた起債の償還金など一億八千三百七十万円を計上。歳入としては不動産売却した財産売却収入一億八千三百五十万円、一般会計から繰入金二

身体障害者が経済的に自立しようとするときの生業資金や、就職・結婚などで急にお金が必要となるときに利用してもらう支度金の貸付所要額として四百九十万円、その他事務費を含め四百九十二万円を計上しています。財源は貸付回収金、一般会計からの繰入金です。

老人保健
本年度から通年的に設けられた特別会計で、歳入には診療報酬支払機関からの五十六億八千八百三十五万円の支払基金交付金をはじめ国庫負担金、県負担金、一般会計からの繰入金などをあわせて八十一億二千三百三十万円が計上されています。歳出には医療諸費の八十一億一千八百三十五万円がほとんどあてられています。

寺町地内での水道局庁舎の建設を進めます。

企業会計

九億七千八百三十五万円

水道事業

総額で七十八億一千二百九十一万四千円を計上。将来の市の水源の柱となる

道路・橋梁・公園・学校・公民館・保育所・住宅・下水道など生活関連施設の設置を目的として行う事業に要する経費のことで、これらの施設の建設および建設のための用地取得、用地造成などにあてられる。

（投資）（経費）

宅地造成事業

収益的支出で十三億四千二百七十一万四千円を計上。開発面積の約四四%を緑地として確保し、緑の中の住宅地を目標に自然環境の保存を重視した奈良版開発事業が順調に進み、完工間近となったので、昨年度の約四十一億円と比べると大幅な減少となっています。

逆に、資本的支出では三億二千二百九十万七千円と昨年度の八百七十万円を大きく上回っています。資本的支出は土地取得費と保有地の管理経費などがおもなものです。

市政モニターなど募集

市民とともに歩む行政をめざして

市では「市民とともに歩む豊かなまちづくり」を行政理念に掲げ、市民の声を生かすさまざまな施策を実施しています。昭和五十六年度からはじめた「市政モニター」もその一環で、「市民とともに歩む」市政の実現をめざし、それぞれ新年度のメンバーをつぎのように募集します。

市政モニター

市民の市政に対する率直な意見や要望を行政に反映させるために協力していただく市政モニターです。

応募される方ははがきに住所、氏名、年齢、職業、電話番号、性別、「市政モニター」と書いて、市広報公聴課（二条大路南一丁目、電話二二一）へ四月二十日（消印有効）までに申し込んでください。応募者多数の場合は抽選で決定します。

【仕事の内容】①市の主要施策についての設問に対する回答と報告（年間二〜三回程度）②市政全般についての自発的な意見・要望の報告（随時）。

【任期】委嘱の日から昭和五十九年三月三十一日まで。【資格・人数】市内在住の満二十歳以上の二十五人。ただし公共団体の議員、議員、常勤の国家・地方公務員を除く。

【謝礼等】謝礼および記念品。

ママさん特派員

主婦の目で市の諸施策を取

材して記事にし、「市民だより」の紙面に発表してもらいます。

応募される方ははがきに住所、氏名、年齢、電話番号、「ママさん特派員」と書いて四月二十日（消印有効）までに市広報公聴課（二条大路南一丁目、電話二二一）へ申し込んでください。応募者多数の場合は抽選。

【仕事の内容】①市の施策についてテーマを設け、主婦の目で取材、それを記事に

布目ダム着工へ前進！

柳生地区側と補償基準妥結・調印

布目ダム建設事業にかかる一般損失補償について、水資源開発公社布目ダム建設所（今村第一所長）と柳生地区布目ダム対策協議会（新谷武一会長）との間で補償交渉が行われていました。このほど合意に達し、三月二十四日木山市長、柳生地区側と補償基準妥結・調印

布目ダム建設事業にかかる一般損失補償について、水資源開発公社布目ダム建設所（今村第一所長）と柳生地区布目ダム対策協議会（新谷武一会長）との間で補償交渉が行われていました。このほど合意に達し、三月二十四日木山市長、柳生地区側と補償基準妥結・調印

布目ダム建設事業にかかる一般損失補償について、水資源開発公社布目ダム建設所（今村第一所長）と柳生地区布目ダム対策協議会（新谷武一会長）との間で補償交渉が行われていました。このほど合意に達し、三月二十四日木山市長、柳生地区側と補償基準妥結・調印

布目ダム建設事業にかかる一般損失補償について、水資源開発公社布目ダム建設所（今村第一所長）と柳生地区布目ダム対策協議会（新谷武一会長）との間で補償交渉が行われていました。このほど合意に達し、三月二十四日木山市長、柳生地区側と補償基準妥結・調印

布目ダム建設事業にかかる一般損失補償について、水資源開発公社布目ダム建設所（今村第一所長）と柳生地区布目ダム対策協議会（新谷武一会長）との間で補償交渉が行われていました。このほど合意に達し、三月二十四日木山市長、柳生地区側と補償基準妥結・調印

布目ダム建設事業にかかる一般損失補償について、水資源開発公社布目ダム建設所（今村第一所長）と柳生地区布目ダム対策協議会（新谷武一会長）との間で補償交渉が行われていました。このほど合意に達し、三月二十四日木山市長、柳生地区側と補償基準妥結・調印



木山市長（正面左）、柳生地区側（同右）の立ち合いで調印式

して提出（年間数回）②このほか随時、まちの話題を送稿。【任期】委嘱された日から昭和五十九年三月三十一日まで。【資格・人数】六十歳までの市内在住の主婦五人。【謝礼等】活動費および記念品。

【仕事の内容】①市役所へ出向、日常生活の実態を把握するための情報を提供していただきます。

【募集人数】三十人（応募者多数の場合は地域、年齢などを考慮して選考）。

【謝礼】年額一万五千元。

水洗便所化へ！ 助成金と貸付金を増額

市では、下水道が完成して処理区域となった地域の一般家庭の便所を早く水洗便所に切り換えてもらうため、くみ取り便所を水洗便所に改造（雑排水も含む）し、公共下水道へ接続する工事に対して助成金と貸付金制度を実施しています。その助成金・貸付金の額がこのほど次のように改正されて四月一日以後の申請分から適用することになりました。くわしいことは市下

布目ダムは、総貯水量千七百三十万リットル、奈良市は日量七万六千リットルの増量利水を得ることになっており、ダム完成後は水源能力が約二十三万リットルとなり、給水人口三十五万人

第二負担区を設定

賦課徴収は59年度から

市では下水道事業を早期に計画的に進めるため、下水道の便益を受ける市民のみならず、事業費の一部を負担するに事業費の一部を負担する

市では下水道事業を早期に計画的に進めるため、下水道の便益を受ける市民のみならず、事業費の一部を負担するに事業費の一部を負担する

市では下水道事業を早期に計画的に進めるため、下水道の便益を受ける市民のみならず、事業費の一部を負担するに事業費の一部を負担する

市では下水道事業を早期に計画的に進めるため、下水道の便益を受ける市民のみならず、事業費の一部を負担するに事業費の一部を負担する

市では下水道事業を早期に計画的に進めるため、下水道の便益を受ける市民のみならず、事業費の一部を負担するに事業費の一部を負担する

市では下水道事業を早期に計画的に進めるため、下水道の便益を受ける市民のみならず、事業費の一部を負担するに事業費の一部を負担する

水道管理課（二条大路南一丁目、電話二二一）へお問い合わせください。【助成金】一戸一件につき一

国民健康保険 保険料の納期が年六回に

国民健康保険（国保）制度は、市民（国保加入者）のみならず、病気のやがたにあって心配なく医療を受けられ、健康で明るい暮らしができるようにという目的で設けられたものです。

国民健康保険

奈良市に居住し、他の健康

に対応することができず、今回の要請調印を機に、布目ダムの一層の早期建設を願うとともに、水没関係者に深く感謝するものです。

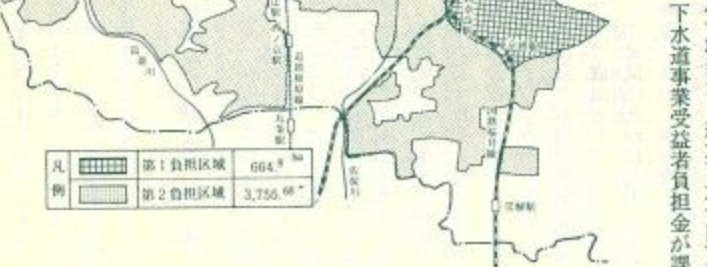
布目ダムは、総貯水量千七百三十万リットル、奈良市は日量七万六千リットルの増量利水を得ることになっており、ダム完成後は水源能力が約二十三万リットルとなり、給水人口三十五万人

布目ダムは、総貯水量千七百三十万リットル、奈良市は日量七万六千リットルの増量利水を得ることになっており、ダム完成後は水源能力が約二十三万リットルとなり、給水人口三十五万人

布目ダムは、総貯水量千七百三十万リットル、奈良市は日量七万六千リットルの増量利水を得ることになっており、ダム完成後は水源能力が約二十三万リットルとなり、給水人口三十五万人

布目ダムは、総貯水量千七百三十万リットル、奈良市は日量七万六千リットルの増量利水を得ることになっており、ダム完成後は水源能力が約二十三万リットルとなり、給水人口三十五万人

布目ダムは、総貯水量千七百三十万リットル、奈良市は日量七万六千リットルの増量利水を得ることになっており、ダム完成後は水源能力が約二十三万リットルとなり、給水人口三十五万人



下水道 受益者負担金 市では下水道事業を早期に計画的に進めるため、下水道の便益を受ける市民のみならず、事業費の一部を負担するに事業費の一部を負担する

尿浄化槽 清掃は市清美公社へ 最近、各家庭に尿浄化槽が普及し、下水道の整備されていく地域でも衛生的な処理ができるよ

犬はかならず つないで 飼いましょ

届 出		手続きに必要なもの
国保に加入する時	奈良市に入居した時	転出証明書
	職場の健康保険を脱退した時	職場の健康保険を脱退した証明書
	生活保護を受けなくなった時	生活保護廃止通知書
国保を脱退するとき	子どもが生まれた時	国民健康保険証
	奈良市から転出する時	国民健康保険証
	職場の健康保険に加入した時	国民健康保険証 職場の健康保険証
市内転居・世帯主や氏名の変更、世帯を合併・分離した時	生活保護を受け始めた時	生活保護開始通知書
	死亡した時	国民健康保険証
		国民健康保険証

世帯主は事由が発生してから十四日以内に奈良市役所市民課または出張所（東部・西部・北部）で手続きをとってください。【納期変更】国保の納期は従来四回でしたが、五十八年度からは六回となり、一回あたりの納付金額が少なくなり、納めやすくなります。新納期はつぎの通りです。

第一期 四月十一日〜同三十一日
第二期 六月十日〜同三十一日
第三期 八月十日〜同三十一日
第四期 十月十一日〜同三十一日
第五期 十二月十日〜同三十一日
第六期 二月十日〜同三十一日

麻しん(はしか)の予防接種をどうぞ

麻しん(はしか)の定期予防接種を四月一日から、つぎのように個別接種方式で実施しています。

該当する子どもをお持ちの方は、別表の予防接種取り扱い医療機関で自主的に受けさせてください。(これ以外の医療機関では受けられません。)

【期間】昭和五十八年四月一日～同五十九年三月三十一日。この期間中の各取り扱い医療機関の診察日。

【該当の子】(1)昭和五十八年四月一日～同五十四年七月三十一日生まれの子と、昭和五十五年七月一日～同年十二月三十一日生まれの幼児(いずれも該当者には通知書を送ります)で、今まで麻しんにかかっていない子と麻しんの予防接種を受けていない子。

(2)昭和五十五年六月三十日以前の生まれで、前病後等

により接種できなかった子(前通知書送付済み)。今までに麻しんにかかっていない子および麻しんの予防接種を受けていない子。ただし、接種当月に六歳を越える子は受けられません。

△受けるには▽

該当者には通知書を送りますのでこれを持って取り扱い医療機関に行き、接種日の予約をして間診票をもらってください。

予約日には通知書と間診票(必要事項を記入し認印を押したものを)、母子健康手帳を持って、なるべく子どもの健康状態のよくわかる人が同行してください。

通知書がないと受けられませんが、昭和五十八年三月十五日以降の転入者やその他の事情で通知書の届かない方は市衛生課(電話二二二)へ連絡してください。

△受けられない子▽

おたふくかぜ、風しん、水ぼうそう、リンゴ病、手足口病が治って四週間、とびひが治って二週間すぎている子。

△異常に注意を▽

この予防接種は生きた麻しんウイルスを体に植えつけます。したがって接種後六～十日たって発熱や軽い発しんがでることがあります。受けた

子どもの健康状態を十分把握しておいてください。また高熱が出たり、気にかかることがあれば、接種を受けた医療機関に相談し、指示を受けてください。

その他、くわしくは市衛生課へ問い合わせください。



第37回 市民体育大会

来月八日、市内57会場で

第三十七回市民体育大会(市・市教育委員会・市体育協会共催)が五月八日(日)に開かれます。総開会式は午前八時から高畑町の教育大学グラウンドで行われ、二十種目の競技が市内五十七会場で繰りひろげられます。

この大会への参加資格は市内在住・在勤・在学者で参加希望者は申し込み書(市体育課)と参加者名簿(市体育課)を提出して下さい。

◆種目と参加者◆

陸上競技(八歳以上)▽男子(五・六・七・八・九・十・十一・十二・十三・十四・十五・十六・十七・十八・十九・二十・二十一・二十二・二十三・二十四・二十五・二十六・二十七・二十八・二十九・三十・三十一・三十二・三十三・三十四・三十五・三十六・三十七・三十八・三十九・四十・四十一・四十二・四十三・四十四・四十五・四十六・四十七・四十八・四十九・五十・五十一・五十二・五十三・五十四・五十五・五十六・五十七・五十八・五十九・六十・六十一・六十二・六十三・六十四・六十五・六十六・六十七・六十八・六十九・七十・七十一・七十二・七十三・七十四・七十五・七十六・七十七・七十八・七十九・八十・八十一・八十二・八十三・八十四・八十五・八十六・八十七・八十八・八十九・九十・九十一・九十二・九十三・九十四・九十五・九十六・九十七・九十八・九十九・百)

【男子】九十一歳(小学五・六・七・八・九・十・十一・十二・十三・十四・十五・十六・十七・十八・十九・二十・二十一・二十二・二十三・二十四・二十五・二十六・二十七・二十八・二十九・三十・三十一・三十二・三十三・三十四・三十五・三十六・三十七・三十八・三十九・四十・四十一・四十二・四十三・四十四・四十五・四十六・四十七・四十八・四十九・五十・五十一・五十二・五十三・五十四・五十五・五十六・五十七・五十八・五十九・六十・六十一・六十二・六十三・六十四・六十五・六十六・六十七・六十八・六十九・七十・七十一・七十二・七十三・七十四・七十五・七十六・七十七・七十八・七十九・八十・八十一・八十二・八十三・八十四・八十五・八十六・八十七・八十八・八十九・九十・九十一・九十二・九十三・九十四・九十五・九十六・九十七・九十八・九十九・百)

【女子】九十一歳(小学五・六・七・八・九・十・十一・十二・十三・十四・十五・十六・十七・十八・十九・二十・二十一・二十二・二十三・二十四・二十五・二十六・二十七・二十八・二十九・三十・三十一・三十二・三十三・三十四・三十五・三十六・三十七・三十八・三十九・四十・四十一・四十二・四十三・四十四・四十五・四十六・四十七・四十八・四十九・五十・五十一・五十二・五十三・五十四・五十五・五十六・五十七・五十八・五十九・六十・六十一・六十二・六十三・六十四・六十五・六十六・六十七・六十八・六十九・七十・七十一・七十二・七十三・七十四・七十五・七十六・七十七・七十八・七十九・八十・八十一・八十二・八十三・八十四・八十五・八十六・八十七・八十八・八十九・九十・九十一・九十二・九十三・九十四・九十五・九十六・九十七・九十八・九十九・百)

ソフトボール▽一般男女、成、一般、高校、中学の各女子

バレーボール▽一般、中学、少年の各男女、婦人

バスケットボール▽一般、高校、中学、少年の各男女、卓球▽一般、高校、中学、三十歳以上、四十歳以上の各男女

軟式野球▽三十四歳以下、三十五～四十四歳・四十五歳以上の各一般男子、大学生などの一般女子、家庭婦人、中学・高校の各男女

テニス▽一般・学生と高校の男女各ダブルス

野球▽高校、中学、スポーツ少年団

バドミントン▽一般、中学の各男女と家庭婦人

ハンドボール▽一般、高校、中学の各男女

柔道▽一般・学生、高校、中学、少年

剣道▽高校、中学の各男女、一般、少年

体操▽中学・少年の各男女、一般

相撲▽一般、高校、中学

弓道▽一般、高校の各男女

サッカー▽一般、高校、中学、少年

アーチェリー▽九十歳、七十歳、五十歳、三十歳

クレール射撃▽トラップ、スキート

ライフル射撃▽一般、少年

空手道▽一般男子、高校、中学、少年

少林寺拳法▽一般、大学、高校、中学、少年

ウェイトリフティング▽52kg、56kg、60kg、67kg、75kg、82kg、91kg、105kg、110kg、125kg、135kg、150kg、175kg、200kg、225kg、250kg、275kg、300kg、325kg、350kg、375kg、400kg、450kg、500kg、550kg、600kg、675kg、750kg、825kg、900kg、1000kg、1100kg、1200kg、1300kg、1400kg、1500kg、1600kg、1700kg、1800kg、1900kg、2000kg、2100kg、2200kg、2300kg、2400kg、2500kg、2600kg、2700kg、2800kg、2900kg、3000kg、3100kg、3200kg、3300kg、3400kg、3500kg、3600kg、3700kg、3800kg、3900kg、4000kg、4100kg、4200kg、4300kg、4400kg、4500kg、4600kg、4700kg、4800kg、4900kg、5000kg、5100kg、5200kg、5300kg、5400kg、5500kg、5600kg、5700kg、5800kg、5900kg、6000kg、6100kg、6200kg、6300kg、6400kg、6500kg、6600kg、6700kg、6800kg、6900kg、7000kg、7100kg、7200kg、7300kg、7400kg、7500kg、7600kg、7700kg、7800kg、7900kg、8000kg、8100kg、8200kg、8300kg、8400kg、8500kg、8600kg、8700kg、8800kg、8900kg、9000kg、9100kg、9200kg、9300kg、9400kg、9500kg、9600kg、9700kg、9800kg、9900kg、10000kg

接種間隔にご注意

急性灰白髄炎(ポリオ)、風しん、BCG、おたふくかぜ 三種混合、日本脳炎、インフルエンザ	4週間以上	麻しん(はしか)接種	4週間以上	急性灰白髄炎(ポリオ)、風しん、BCG、おたふくかぜ 三種混合、日本脳炎、インフルエンザ
---	-------	------------	-------	---

麻しん(はしか)の予防接種はこの医療機関で

地区	医療機関	所在地	電話	地区	医療機関	所在地	電話
鼓阪	菊池医院	川久保町25	26-6088	平城	平城診療所	山陵町240-2	34-8235
	桜井医院	今小路町2	26-0277		横山医院	三和マンション1F	45-6911
	三宅医院	水門町66	22-3003		松井内科医院	中山町200-48	33-2163
飛鳥	岡本医院	高畑町1073	22-6820	伏見	青木医院	若菜台3丁目14-4	44-2185
	土谷医院	中尾ビル1F	22-5084		飯田医院	西大寺芝町2丁目1-5	46-0055
	原田医院	西紀寺町32	22-5884		石田医院	西大寺本町5-8	33-3786
	倉病医院	紀寺町607	22-6817		今井医院	西大寺北町3丁目1-1	45-7030
	松倉病医院	川之上突抜町15	26-6941		門野医院	西大寺国見町2丁目3-17	48-9267
済美	岡谷病院	西木辻八軒町200	23-4537	見	喜多野西大寺診療所	西大寺新田町1-12	46-6347
	済生会奈良病院	杉ヶ町24	22-6881		竹沢医院	西大寺北町3丁目4-6	44-0567
	広岡診療所	瓦堂町18	22-4514		泰医院	西大寺国見町2丁目213	45-0822
	松岡医院	南城戸町67	22-5091		西脇医院	菅原町506	44-8866
	三宅医院	南京町4丁目378-57	62-1661		沼田医院	西大寺東町2丁目1-6	34-2735
	森井医院	元興寺町32	24-3161		吉田病院	西大寺赤田町1-7-1	45-4601
	須基内科医院	南京町1丁目109-1	61-5111		吉田医院	西大寺本町1-17	34-7100
樟井	嶋田医院	東向中町12	22-2277		和田医院	西大寺新町1丁目8-6	33-0925
	服部医院	角振町15	22-4567	あやめ池	あやめ池診療所	あやめ池南6丁目1-7	45-0460
	向井医院	光明院町20	22-3997		打田内科医院	あやめ池南1丁目3-10	43-0535
佐保	荒木医院	法華寺北町897	33-0845		西尾外科医院	あやめ池南1丁目7-7	45-0002
	岡田医院	西包永町24	22-4188	学	衛藤医院	学園南1丁目1-17	45-0412
	斉藤医院	法蓮町969-12	26-5168		上森医院	学園北1丁目3-17	45-4114
	杉原医院	中筋町23	22-2046		河原医院	学園朝日町10-6	45-4741
	中島医院	坊屋敷町38	22-2929		学園前診療所	学園北1丁目15-8	43-2551
	林医院	奥芝町2-1	22-3022		高浦医院	学園大和町2丁目21	44-0677
	森田医院	高天市町32	22-3836		中井医院	学園大和町4丁目31	45-4623
大宮	飯田医院	三条添川町3-3	34-0333	園	鶴舞団地福岡診療所	鶴舞東町1-46-201	45-4877
	北山医院	芝辻町1丁目9-5	33-6383		牧野医院	学園北2丁目1-6	46-0453
	小林医院	今辻子町14	22-4648		松下医院	セブンスターマンションRF	45-7413
	高井医院	油阪町1	26-0551		森田診療所	学園南1丁目2-1	45-0603
	中井医院	大宮町3丁目4-33	33-7785		八木医院	百楽園1丁目5-11	45-0937
	永田医院	芝辻町4丁目498-5	34-7025		山家小児科医院	学園北1丁目16-30-124	44-5378
	西浦病院	三条本町7-21	23-0865	登美ヶ丘	糸井医院	西登美ヶ丘1丁目6-13	45-5710
	松井医院	三条町373-1	35-1310		中登美診療所	中登美ヶ丘1丁目	45-7785
	山本内科医院	三条本町29-1三条通り	34-5577		島村医院	西登美ヶ丘1丁目7-5	45-5610
	吉本医院	ガーデンハイツ1F	33-5111		鈴木医院	西登美ヶ丘5丁目3-10	46-7740
大安寺	中畑医院	大安寺町114-2	62-1046		斉藤医院	中登美ヶ丘2丁目1984	44-3656
	和田医院	大安寺町300-6	35-1771		中平医院	西登美ヶ丘2丁目1-28	43-2468
都路	伊藤医院	五条町9-36	33-2651	右京	荒木小児科医院	右京4丁目20-7-3	71-0922
	下村医院	尼辻町244-6	45-4614		右京診療所	右京4丁目18-6	71-5338
	田村医院	四条大路1丁目7-19	33-0635		門野内科	右京4丁目19-2	71-6885
	福山医院	尼辻中町11-3	33-5135		高の原中央病院	右京1丁目5-1-2	71-1030
	広岡西部診療所	赤膚町1032	45-7453	明	伊藤医院	南永井町377-5	61-3677
富雄	後島医院	中町1丁目351	46-8666		奥田診療所	北之庄町67	62-4966
	島田医院	富雄北1丁目2-23	44-8338		笹内医院	北永井町343-2	62-0118
	第二富雄医院	三碓町1864-1	46-3113		三谷医院	神楽町171-4	61-5057
	滝野医院	千代ヶ丘1丁目3-7	44-1301	治	吉川診療所	柴屋町4	61-7913
	富雄医院	三碓町2056	45-0178		薄葉医院	南古市町1823	61-2072
	中瀬診療所	帝塚山南4丁目1000-325	46-2351	大生	阪原診療所	阪原町577	93-0010
	西奈良中央病院	二名町2818	43-3333	柳生田原	柳生診療所	柳生下町183-1	94-0304
	的場診療所	鳥見町3丁目11-56	45-4777		塩田医院	此瀬町373	81-0002
	松井医院	二名町500-98	43-5512				
神功	神功診療所	神功2丁目7-1-3	71-5158				
	竹田クリニック	神功2丁目13-2-1	71-3755				

千三百年の宝を守る

正倉院で消防訓練

千三百年の歴史を持つ「正倉院」を火災から守ろう。三月十一日、難波町の正倉院で消防訓練がおこなわれ、正倉院事務所、皇宮警察、市消防本部などから百九人、五車両が参加、迫真の消防訓練が展開された。

「午前十時半、正倉院の中倉軒下付近から出火、正倉全体に火が広がった。」



世界に誇る文化財を守る 責任を肩に消防訓練(正倉院で)

文化財防護の 重責を再確認

消防職員の研修会 三月十六日に市役所六階正庁で文化財防護を目的とした研修会が開かれ、市消防職員百人のほか、県下十三市町村の各消防本部から四十人が参加した。

研修では「社寺防災について」と題して、京都市消防局消防課長藤野英雄さんの講演があった。京都市も奈良市もともに多くの歴史的な文化財を有する都市。参加者たちは、長年の経験に裏打ちされた、泉本君の「社会の一員としての、それぞれの道を自分の責任で堂々と歩んでいこう」と力強く決意を述べた。

「自分の責任で歩む」 果立つ日の心構え固めて

この春、義務教育を終えて社会人として職業に就く中学生を招いて励ます「市立中学校就職生奨励会」が市と市教育委員会の主催で三月十五日、角振町の友楽観光ビル大会議室で開かれた。

中卒就職生奨励会

この日、出席したのは中学生三十九人と、教員を見送る恩師ら三十一人。卒業式を二日後に控えて社会へ船出する期待と不安が入り混じった表情を浮かべ固くなっている生徒たちに、木山市長が



就職生を代表して力強く決意を述べる 泉本君

ぬいぐるみ も防火宣伝

三月八日、近鉄学園駅前と同奈良駅の両駅前、市消防本部の女子消防士手づくりのぬいぐるみ、猫の「ドラ太くん」、ライオンの「レオくん」が登場、道行く人にビラやパンフレットを配り、防火を訴えました。

子どもたちはぬいぐるみさんから風船をもらってニコニコ、女子消防士から「火遊びは絶対にしないように」とやさしく言われると「ハイ」と元気よくこたえていました。

街頭で幼児に防火を呼びかける 女子消防士の「ぬいぐるみ」

地区で自主 防災の訓練

「自分たちの町は自分たちの手で守ろう」と、奈良地区自主防災組織連絡協議会(山田良三会長)が三月十三日、中消防署の協力を得て、済美小学校で防災訓練を行いました。



同協議会は、昭和五十七年九月に全市に先がけて発足した。地区住民による防災組織です。消防署による初期消防訓練は、雨のため中止になりましたが、参加した地区住民二百人は講堂で消防署員から消防器具の扱い方や家庭での救急処置の方法などの講義を受けました。このあと防火映画を見て、この日の日程を終わりました。

文学芸術界連 合会の代表団

木山市長を表敬訪問 連合会常務書記を団長とする中国文学芸術界連合会代表団の一行七人が三月十八日來寧し、奈良市役所に木山市長を表敬訪問しました。「西安の間」で木山市長の歓迎を受けて趙団長は「三年前に奈良を訪ねさせていただいたときの温かい歓迎ぶりが心に残っています。奈良へ来るにあたりと帰ったよいうで心が落ちつきます。これから文化交流を通じて日中友好を深めていきたい」とあいさつして、和やかな歓談の

ひとときを過ごしました。一行はのち東大寺、唐招提寺などを参観、早春の奈良の落ちついた風情を満喫しました。

午後には石田奈良保健所長の講義「上手に生き生きする方法」があり、前後五時間の課程を終わって全員が修了証と記念品を贈られました。

市の人権擁護委員一人が更迭、つぎの三氏が三月十五日付けで法務大臣から委嘱されました。

市立帯解保育園の創立三十周年記念式典が三月二十日同園で行われ、木山市長はじめ地元関係者、保護者、元職員など三、四十年の約百二十人

水曜日。西部公民館大和分館で。あやめ池生活学校 五月十八日開講。学習は毎月第二水曜日。あやめ池公民館で。古市生活学校 四月十四日開講。学習は毎月第二水曜日。古市公民館で。

市農協花木専門部会では、つぎのように花木の展示即売会を開きます。

とき四月九日(十一)の午前九時午後五時(秋篠町)▽即売品目「花木、植木など。

花木の展示即売会

市農協花木専門部会では、つぎのように花木の展示即売会を開きます。

とき四月九日(十一)の午前九時午後五時(秋篠町)▽即売品目「花木、植木など。

花木の展示即売会

市農協花木専門部会では、つぎのように花木の展示即売会を開きます。

とき四月九日(十一)の午前九時午後五時(秋篠町)▽即売品目「花木、植木など。

花木の展示即売会

市農協花木専門部会では、つぎのように花木の展示即売会を開きます。

とき四月九日(十一)の午前九時午後五時(秋篠町)▽即売品目「花木、植木など。

花木の展示即売会

市農協花木専門部会では、つぎのように花木の展示即売会を開きます。

とき四月九日(十一)の午前九時午後五時(秋篠町)▽即売品目「花木、植木など。

花木の展示即売会

市農協花木専門部会では、つぎのように花木の展示即売会を開きます。

とき四月九日(十一)の午前九時午後五時(秋篠町)▽即売品目「花木、植木など。

花木の展示即売会

市農協花木専門部会では、つぎのように花木の展示即売会を開きます。

とき四月九日(十一)の午前九時午後五時(秋篠町)▽即売品目「花木、植木など。

花木の展示即売会

市農協花木専門部会では、つぎのように花木の展示即売会を開きます。

とき四月九日(十一)の午前九時午後五時(秋篠町)▽即売品目「花木、植木など。

花木の展示即売会

市農協花木専門部会では、つぎのように花木の展示即売会を開きます。

とき四月九日(十一)の午前九時午後五時(秋篠町)▽即売品目「花木、植木など。

花木の展示即売会

市農協花木専門部会では、つぎのように花木の展示即売会を開きます。

とき四月九日(十一)の午前九時午後五時(秋篠町)▽即売品目「花木、植木など。

花木の展示即売会

市農協花木専門部会では、つぎのように花木の展示即売会を開きます。

とき四月九日(十一)の午前九時午後五時(秋篠町)▽即売品目「花木、植木など。

花木の展示即売会

市農協花木専門部会では、つぎのように花木の展示即売会を開きます。

とき四月九日(十一)の午前九時午後五時(秋篠町)▽即売品目「花木、植木など。

花木の展示即売会

市農協花木専門部会では、つぎのように花木の展示即売会を開きます。

とき四月九日(十一)の午前九時午後五時(秋篠町)▽即売品目「花木、植木など。

花木の展示即売会

市農協花木専門部会では、つぎのように花木の展示即売会を開きます。

とき四月九日(十一)の午前九時午後五時(秋篠町)▽即売品目「花木、植木など。

花木の展示即売会

市農協花木専門部会では、つぎのように花木の展示即売会を開きます。

とき四月九日(十一)の午前九時午後五時(秋篠町)▽即売品目「花木、植木など。

花木の展示即売会

市農協花木専門部会では、つぎのように花木の展示即売会を開きます。

とき四月九日(十一)の午前九時午後五時(秋篠町)▽即売品目「花木、植木など。

花木の展示即売会

市農協花木専門部会では、つぎのように花木の展示即売会を開きます。

とき四月九日(十一)の午前九時午後五時(秋篠町)▽即売品目「花木、植木など。

花木の展示即売会

市農協花木専門部会では、つぎのように花木の展示即売会を開きます。

とき四月九日(十一)の午前九時午後五時(秋篠町)▽即売品目「花木、植木など。

花木の展示即売会

市農協花木専門部会では、つぎのように花木の展示即売会を開きます。

とき四月九日(十一)の午前九時午後五時(秋篠町)▽即売品目「花木、植木など。

花木の展示即売会

市農協花木専門部会では、つぎのように花木の展示即売会を開きます。

とき四月九日(十一)の午前九時午後五時(秋篠町)▽即売品目「花木、植木など。

花木の展示即売会

市農協花木専門部会では、つぎのように花木の展示即売会を開きます。

とき四月九日(十一)の午前九時午後五時(秋篠町)▽即売品目「花木、植木など。

花木の展示即売会

市農協花木専門部会では、つぎのように花木の展示即売会を開きます。

とき四月九日(十一)の午前九時午後五時(秋篠町)▽即売品目「花木、植木など。

花木の展示即売会

市農協花木専門部会では、つぎのように花木の展示即売会を開きます。

とき四月九日(十一)の午前九時午後五時(秋篠町)▽即売品目「花木、植木など。

花木の展示即売会

市農協花木専門部会では、つぎのように花木の展示即売会を開きます。

とき四月九日(十一)の午前九時午後五時(秋篠町)▽即売品目「花木、植木など。

花木の展示即売会

市農協花木専門部会では、つぎのように花木の展示即売会を開きます。

とき四月九日(十一)の午前九時午後五時(秋篠町)▽即売品目「花木、植木など。

花木の展示即売会

市農協花木専門部会では、つぎのように花木の展示即売会を開きます。

とき四月九日(十一)の午前九時午後五時(秋篠町)▽即売品目「花木、植木など。

花木の展示即売会

市農協花木専門部会では、つぎのように花木の展示即売会を開きます。

とき四月九日(十一)の午前九時午後五時(秋篠町)▽即売品目「花木、植木など。

花木の展示即売会

市農協花木専門部会では、つぎのように花木の展示即売会を開きます。

とき四月九日(十一)の午前九時午後五時(秋篠町)▽即売品目「花木、植木など。

花木の展示即売会

市農協花木専門部会では、つぎのように花木の展示即売会を開きます。

とき四月九日(十一)の午前九時午後五時(秋篠町)▽即売品目「花木、植木など。

花木の展示即売会

市農協花木専門部会では、つぎのように花木の展示即売会を開きます。

とき四月九日(十一)の午前九時午後五時(秋篠町)▽即売品目「花木、植木など。

花木の展示即売会

市農協花木専門部会では、つぎのように花木の展示即売会を開きます。

とき四月九日(十一)の午前九時午後五時(秋篠町)▽即売品目「花木、植木など。

花木の展示即売会

市農協花木専門部会では、つぎのように花木の展示即売会を開きます。

とき四月九日(十一)の午前九時午後五時(秋篠町)▽即売品目「花木、植木など。

花木の展示即売会

市農協花木専門部会では、つぎのように花木の展示即売会を開きます。

とき四月九日(十一)の午前九時午後五時(秋篠町)▽即売品目「花木、植木など。

花木の展示即売会

市農協花木専門部会では、つぎのように花木の展示即売会を開きます。

とき四月九日(十一)の午前九時午後五時(秋篠町)▽即売品目「花木、植木など。

花木の展示即売会

市農協花木専門部会では、つぎのように花木の展示即売会を開きます。

とき四月九日(十一)の午前九時午後五時(秋篠町)▽即売品目「花木、植木など。

花木の展示即売会

市農協花木専門部会では、つぎのように花木の展示即売会を開きます。

とき四月九日(十一)の午前九時午後五時(秋篠町)▽即売品目「花木、植木など。

花木の展示即売会

市農協花木専門部会では、つぎのように花木の展示即売会を開きます。

とき四月九日(十一)の午前九時午後五時(秋篠町)▽即売品目「花木、植木など。

花木の展示即売会

市農協花木専門部会では、つぎのように花木の展示即売会を開きます。

とき四月九日(十一)の午前九時午後五時(秋篠町)▽即売品目「花木、植木など。

花木の展示即売会

市農協花木専門部会では、つぎのように花木の展示即売会を開きます。

とき四月九日(十一)の午前九時午後五時(秋篠町)▽即売品目「花木、植木など。

花木の展示即売会

市農協花木専門部会では、つぎのように花木の展示即売会を開きます。

とき四月九日(十一)の午前九時午後五時(秋篠町)▽即売品目「花木、植木など。

花木の展示即売会

市農協花木専門部会では、つぎのように花木の展示即売会を開きます。

とき四月九日(十一)の午前九時午後五時(秋篠町)▽即売品目「花木、植木など。

花木の展示即売会

市農協花木専門部会では、つぎのように花木の展示即売会を開きます。

とき四月九日(十一)の午前九時午後五時(秋篠町)▽即売品目「花木、植木など。

花木の展示即売会

市農協花木専門部会では、つぎのように花木の展示即売会を開きます。

とき四月九日(十一)の午前九時午後五時(秋篠町)▽即売品目「花木、植木など。

花木の展示即売会

市農協花木専門部会では、つぎのように花木の展示即売会を開きます。

とき四月九日(十一)の午前九時午後五時(秋篠町)▽即売品目「花木、植木など。

花木の展示即売会

市農協花木専門部会では、つぎのように花木の展示即売会を開きます。

とき四月九日(十一)の午前九時午後五時(秋篠町)▽即売品目「花木、植木など。

花木の展示即売会

市農協花木専門部会では、つぎのように花木の展示即売会を開きます。

とき四月九日(十一)の午前九時午後五時(秋篠町)▽即売品目「花木、植木など。

花木の展示即売会

市農協花木専門部会では、つぎのように花木の展示即売会を開きます。

とき四月九日(十一)の午前九時午後五時(秋篠町)▽即売品目「花木、植木など。

花木の展示即売会

市農協花木専門部会では、つぎのように花木の展示即売会を開きます。

とき四月九日(十一)の午前九時午後五時(秋篠町)▽即売品目「花木、植木など。

花木の展示即売会

市農協花木専門部会では、つぎのように花木の展示即売会を開きます。

とき四月九日(十一)の午前九時午後五時(秋篠町)▽即売品目「花木、植木など。

花木の展示即売会

市農協花木専門部会では、つぎのように花木の展示即売会を開きます。

とき四月九日(十一)の午前九時午後五時(秋篠町)▽即売品目「花木、植木など。

花木の展示即売会

市農協花木専門部会では、つぎのように花木の展示即売会を開きます。

とき四月九日(十一)の午前九時午後五時(秋篠町)▽即売品目「花木、植木など。

花木の展示即売会

市農協花木専門部会では、つぎのように花木の展示即売会を開きます。

とき四月九日(十一)の午前九時午後五時(秋篠町)▽即売品目「花木、植木など。

花木の展示即売会

市農協花木専門部会では、つぎのように花木の展示即売会を開きます。

とき四月九日(十一)の午前九時午後五時(秋篠町)▽即売品目「花木、植木など。

花木の展示即売会

市農協花木専門部会では、つぎのように花木の展示即売会を開きます。

とき四月九日(十一)の午前九時午後五時(秋篠町)▽即売品目「花木、植木など。

花木の展示即売会

市農協花木専門部会では、つぎのように花木の展示即売会を開きます。

とき四月九日(十一)の午前九時午後五時(秋篠町)▽即売品目「花木、植木など。

花木の展示即売会

市農協花木専門部会では、つぎのように花木の展示即売会を開きます。

とき四月九日(十一)の午前九時午後五時(秋篠町)▽即売品目「花木、植木など。

花木の展示即売会

市農協花木専門部会では、つぎのように花木の展示即売会を開きます。

とき四月九日(十一)の午前九時午後五時(秋篠町)▽即売品目「花木、植木など。

花木の展示即売会

市農協花木専門部会では、つぎのように花木の展示即売会を開きます。

とき四月九日(十一)の午前九時午後五時(秋篠町)▽即売品目「花木、植木など。

花木の展示即売会

市農協花木専門部会では、つぎのように花木の展示即売会を開きます。

とき四月九日(十一)の午前九時午後五時(秋篠町)▽即売品目「花木、植木など。

花木の展示即売会

市農協花木専門部会では、つぎのように花木の展示即売会を開きます。

とき四月九日(十一)の午前九時午後五時(秋篠町)▽即売品目「花木、植木など。

花木の展示即売会

市農協花木専門部会では、つぎのように花木の展示即売会を開きます。

とき四月九日(十一)の午前九時午後五時(秋篠町)▽即売品目「花木、植木など。

花木の展示即売会

市農協花木専門部会では、つぎのように花木の展示即売会を開きます。

とき四月九日(十一)の午前九時午後五時(秋篠町)▽即売品目「花木、植木など。

花木の展示即売会

市農協花木専門部会では、つぎのように花木の展示即売会を開きます。

とき四月九日(十一)の午前九時午後五時(秋篠町)▽即売品目「花木、植木など。

花木の展示即売会

市農協花木専門部会では、つぎのように花木の展示即売会を開きます。

生涯教育に参加しましょう

市の公民館では、生きがいのある心豊かなふるさとづくりをめざし、新年度を迎えて新しくつぎの教室・学級・講座を開きます。いずれも受講料はかかりませんが、教材費等の実費は自己負担。受講希望者は、それぞれの公民館へて往復はがきで申し込みます。

新年度迎え公民館など新課程

中央公民館

(市内東寺町三丁目 電話六五二七番)

高齢者学級 五月十三日から来月二月十日までの毎月第二金曜日午後一時半～三時半

(現地学習の日)は午前九時～午後四時。十回で終了。六十五歳以上の六十人。

婦人学級 五月十八日から来月二月十五日までの毎月第三水曜日午後一時半～三時半

(現地学習の日)は午前九時～午後四時。十回で終了。婦人五十人。

※両教室とも申し込みは四月二十日(必着)まで。

西部公民館

(市内西園北二丁目 電話四〇一〇番)

高齢者(寿)学級 五月八日から来月三月までの毎月第三日曜日午後一時～四時。十二回で終了。西部地域の六十五歳以上の六十人。

婦人学級 五月十二日から来月三月までの第二水曜日午前九時半～正午。十二回で終了。西部地域の婦人五十人。

家庭教育学級 五月六日から来月三月九日までの毎月第二金曜日(五月は第一)午後九時半～十一時半。十二回で終了。西部地域の幼稚園児・小学生の保護者四十人。

児童を聞くちびっこ教室 五月七日から来月三月三日の毎月第一土曜日午後二時～四時。十回で終了。年長組幼稚園児・小学校児童五十人(保護者の同伴も可)。

※各教室の申し込みは四月二十日(必着)まで。

若草公民館

(市内上八反町 電話四〇三〇番)

高齢者学級 五月二十一日から来月三月までの毎月第三土曜日午後一時半～四時。十回で終了。三笠中学校区在住の幼稚園児、小学校低学年の子を持つ婦人五十人。

子どもお話し教室 五月二十一日から来月三月十七日までの毎月第三土曜日午後一時半～四時。十回で終了。小学生五十人。

三笠公民館

(市内大宮町一丁目 電話四〇五五番)

高齢者学級 五月六日から来月三月二日までの毎月第一金曜日午後一時半～四時。十回で終了。三笠中学校区在住の六十五歳以上の五十人。

婦人学級 五月十三日から来月三月九日までの毎月第二金曜日午後一時～四時。十回で終了。親と子(小学生)三十組。

文化財教室 四月二十一日から来月三月までの毎月第三火曜日午前九時～午後四時。十二回で終了。成人若千名。

俳句教室 五月十三日から来月三月までの毎月第二金曜日午後一時半～四時。十回で終了。成人三十人。

ベランダ園芸教室 五月十一日から来月三月までの毎月第二土曜日午後一時半～四時。十回で終了。成人二十人。

アトフラワール教室 五月十七日から来月三月九日までの毎月第二土曜日午後一時半～四時。十回で終了。婦人二十人。

奈良の歴史教室 五月十九日から来月三月十五日までの毎月第三土曜日午後一時半～四時。十回で終了。婦人二十人。

とうもろこし教室 五月十一日から来月三月までの毎月第二土曜日午後一時半～四時。十回で終了。成人二十人。

ペン習字教室 五月十七日から来月三月九日までの毎月第二土曜日午後一時半～四時。十回で終了。成人二十人。

アトフラワール教室 五月十七日から来月三月九日までの毎月第二土曜日午後一時半～四時。十回で終了。婦人二十人。

奈良の歴史教室 五月十九日から来月三月十五日までの毎月第三土曜日午後一時半～四時。十回で終了。婦人二十人。

とうもろこし教室 五月十一日から来月三月までの毎月第二土曜日午後一時半～四時。十回で終了。成人二十人。

ペン習字教室 五月十七日から来月三月九日までの毎月第二土曜日午後一時半～四時。十回で終了。成人二十人。

アトフラワール教室 五月十七日から来月三月九日までの毎月第二土曜日午後一時半～四時。十回で終了。婦人二十人。

奈良の歴史教室 五月十九日から来月三月十五日までの毎月第三土曜日午後一時半～四時。十回で終了。婦人二十人。

とうもろこし教室 五月十一日から来月三月までの毎月第二土曜日午後一時半～四時。十回で終了。成人二十人。

ペン習字教室 五月十七日から来月三月九日までの毎月第二土曜日午後一時半～四時。十回で終了。成人二十人。

アトフラワール教室 五月十七日から来月三月九日までの毎月第二土曜日午後一時半～四時。十回で終了。婦人二十人。

奈良の歴史教室 五月十九日から来月三月十五日までの毎月第三土曜日午後一時半～四時。十回で終了。婦人二十人。

とうもろこし教室 五月十一日から来月三月までの毎月第二土曜日午後一時半～四時。十回で終了。成人二十人。

二名公民館

(市内二名町三六三番 電話九一一三番)

高齢者学級 五月十七日から来月三月十三日までの毎月第三火曜日午後一時半～四時(現地学習の日)は全日。十回で終了。二名中学校区在住の六十五歳以上の五十人。

英会話教室(外人講師による) 五月十二日から毎週木曜日午前九時半～十一時半。二十回で終了(八月は休講)。

富雄公民館

(市内富雄町二丁目 電話五三三八番)

高齢者学級 五月十九日から来月三月までの毎月第三木曜日午後一時半～四時。六十歳以上の五十人。

婦人学級 五月二十二日から来月三月までの毎月第二水曜日午前九時半～正午。鳥見・富雄第三小学校区在住の婦人五十人。

ペン習字教室 五月十二日から来月三月十四日までの毎週木曜日午前九時半～正午。十回で終了。成人五十人。

健康料理教室 五月四日から来月三月までの毎月第二水曜日午前九時半～正午。十回で終了。成人二十四人。

古典文学教室(徒然草、枕草子) 五月十二日から毎週木曜日午後一時～四時。十回で終了。成人二十五人。

ペン習字教室 五月六日から来月三月四日までの毎月第二・四水曜日と第一・三金曜日午前九時半～十一時半。十回で終了。成人二十五人。

手編み教室 五月六日から来月三月四日までの毎月第二・四水曜日と第一・三金曜日午前九時半～十一時半。十回で終了。婦人二十人。

※各教室とも申し込みは四月二十日(必着)まで。

※各教室とも申し込みは四月二十日(必着)まで。

※各教室とも申し込みは四月二十日(必着)まで。

※各教室とも申し込みは四月二十日(必着)まで。

※各教室とも申し込みは四月二十日(必着)まで。

※各教室とも申し込みは四月二十日(必着)まで。

※各教室とも申し込みは四月二十日(必着)まで。

※各教室とも申し込みは四月二十日(必着)まで。

※各教室とも申し込みは四月二十日(必着)まで。

※各教室とも申し込みは四月二十日(必着)まで。

※各教室とも申し込みは四月二十日(必着)まで。

※各教室とも申し込みは四月二十日(必着)まで。

※各教室とも申し込みは四月二十日(必着)まで。

※各教室とも申し込みは四月二十日(必着)まで。

家庭教育学級

五月十日から来月三月までの毎月第二火曜日午前九時半～十一時半。富雄中学校区在住の幼稚園・小学校低学年の子を持つ母親五十人。

南公民館

(市内南町二丁目 電話五九三二番)

高齢者学級 五月から来月三月までの毎月第二日曜日午後一時～三時。帯解地区在住の六十五歳以上の四十人。

婦人学級 五月から来月三月までの毎月一回。帯解地区在住の婦人四十人。

家庭教育学級 五月から来月三月までの毎月一回。帯解地区在住の幼稚園・学童期(小学校六年生まで)の子を持つ母親四十人。

※各教室とも申し込みは四月三十日(消印有効)まで。

※各教室とも申し込みは四月三十日(消印有効)まで。

※各教室とも申し込みは四月三十日(消印有効)まで。

※各教室とも申し込みは四月三十日(消印有効)まで。

※各教室とも申し込みは四月三十日(消印有効)まで。

※各教室とも申し込みは四月三十日(消印有効)まで。

※各教室とも申し込みは四月三十日(消印有効)まで。

※各教室とも申し込みは四月三十日(消印有効)まで。

※各教室とも申し込みは四月三十日(消印有効)まで。

※各教室とも申し込みは四月三十日(消印有効)まで。

※各教室とも申し込みは四月三十日(消印有効)まで。

※各教室とも申し込みは四月三十日(消印有効)まで。

※各教室とも申し込みは四月三十日(消印有効)まで。

※各教室とも申し込みは四月三十日(消印有効)まで。

※各教室とも申し込みは四月三十日(消印有効)まで。

※各教室とも申し込みは四月三十日(消印有効)まで。

※各教室とも申し込みは四月三十日(消印有効)まで。

※各教室とも申し込みは四月三十日(消印有効)まで。

※各教室とも申し込みは四月三十日(消印有効)まで。

※各教室とも申し込みは四月三十日(消印有効)まで。

※各教室とも申し込みは四月三十日(消印有効)まで。

